

令和8年6月30日
国 税 庁

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正（案）に対する意見募集の結果について

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正（案）につきましては、令和8年4月15日（水）から5月15日（金）まで郵送、FAX、インターネットを通じて意見募集を行ったところ、9通の御意見をいただきました。

今回、御意見をお寄せいただきました方々に厚く御礼申し上げます。

1 御意見の受理状況

○郵便等によるもの	0通
○FAXによるもの	0通
○インターネットによるもの	9通
合 計	9通

2 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正（案）に対して提出された御意見(全文)及び国税庁の考え方

御意見	御意見に対する国税庁の考え方
<p>税制の簡素化に寄与すると認識することから、本改正に賛成します。今後さらに簡素化されることを期待します。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>シンプルな条文になるので良いと思う。 現在、消費税減税に関する議論が行われているが、軽減税率を含む消費税は10%や8%から1%に大幅減税(理想は廃止)するかわりに、法人税や酒税、たばこ税を大幅増税したらどうだろうか。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。 また、増減税など税制改正が必要な事項につきましては、今回の改正と直接の関係はありませんが、御意見として承ります。</p>
<p>酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達において用いられている「腐敗、廃棄又は亡失した酒類、酒母又はもろみ」について、「腐敗」「廃棄」はいずれも名詞である一方で、「亡失した」は動詞の連体形であるため、「又は」を用いて「酒類、酒母又はもろみ」にかけるのであれば、「腐敗し、廃棄し、又は亡失した酒類、酒母又はもろみ」とするのが適切ではないか。</p>	<p>御意見のとおり、該当箇所を修正いたします。</p>
<p>本改正案自体は、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の整理として理解できます。 一方で、酒類販売制度全体については、ECが一般化した現在の流通実態に照らし、一般酒類小売業免許と通信販売酒類小売業免許の区分や条件が</p>	<p>今回の改正と直接の関係はありませんが、御意見として承ります。</p>

実態に合っているか、別途検証していただきたいです。

現行制度では、新規に正面から免許を取得する事業者ほど、広域通信販売において不利になりやすいとの不公平感が生じています。制度趣旨が地域の酒類産業保護や酒税保全にあるとしても、その趣旨が現実の販売形態と整合しているかを点検し、透明性と公平性を高める見直しを将来的に検討していただくよう要望します。

今回の改正案は通達の技術的整理として理解しますが、関連する酒類販売免許制度には、令和の実態に合わなくなっている部分が残っているように思います。

特に、広域の通信販売について、新規参入者には販売地域や取扱酒類に強い制約が残る一方、旧制度由来の免許や既存事業者側に実質的な優位が残るのであれば、公平な競争環境とは言い難く、制度に対する納得感も損なわれます。

また、販売場ごとの免許という考え方や、形式的な実店舗要件が残る場合には、物流拠点や EC 中心の現代的業態と整合しているかを再点検すべきです。

加えて、製造免許における最低製造数量基準や、小規模製造・自己消費目的の製造の扱いについても、安全確保、年齢確認、納税管理を前提に、時代に合わせた柔軟な制度設計を検討していただきたいです。

既存の枠組みを前提にした部分的整理だけでなく、販売免許制度・通信販売規制・少量製造規制を横断して見直すことを要望します。

今回の改正と直接の関係はありませんが、御意見として承ります。

今回の改正案は、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の整理として理解します。

一方で、酒類の販売・製造をめぐる制度全体については、ECの普及や小規模事業者・新規参入者の増加といった令和の実態に照らし、別途見直しが必要であると考えます。

特に酒類の通信販売については、新規に正規の免許を取得して参入する事業者ほど、販売できる地域や酒類の種類に制約が残る一方、旧制度由来の免許を承継した事業者との間に、実質的な競争条件の差が生じているのではないかという疑問があります。制度趣旨が中小事業者保護や酒税保全にあるとしても、現実には制度の複雑さや経過措置の残存が、かえって公平性や納得感を損なっていないか検証が必要です。

また、製造免許についても、最低製造数量や小規模製造に関する規制が、地域資源を活用した小規模事業、観光振興、試験的な商品開発、新規創業などの妨げになっていないか、時代に合わせた再検討が望まれます。安全確保、年齢確認、納税管理を前提としつつ、少量製造や地域限定的な小規模流通をより柔軟に認める余地を検討すべきです。

今回の改正案そのものについては特段反対するものではありませんが、通達の個別整理にとどまらず、酒類の通信販売免許制度、旧制度由来の免許との公平性、少量製造規制を含めた制度全体の見直しに着手することを要望します。

今回の改正と直接の関係はありませんが、御意見として承ります。

<p>酒類の法定製造数量を見ると、清酒・ビール・連続式蒸留焼酎は 60kl、単式蒸留焼酎・みりんは 10kl である一方、果実酒やリキュール等は 6kl であり、品目間で大きな開きがある。とりわけ清酒・ビール・焼酎は、小規模・試験的な製造よりも、相当程度の設備、資金、人員、販路を備えた本格的事業者を前提とした制度になっているといえる。地域資源活用や観光振興、小規模創業、多品種製造などの観点から、この数量基準が現在の実態に照らして過大ではないか、再検討を求めたい。</p>	<p>今回の改正と直接の関係はありませんが、御意見として承ります。</p>
<p>酒類に関しては、酒税制度だけではなく、酒税が課された価格に対して更に消費税が課される仕組みについて、消費者や小規模事業者から二重の負担感があるとの指摘も根強い。現行制度上の整理は承知しているが、酒税制度、販売免許制度、製造規制を含め、現代の流通実態や事業環境に即した総合的な見直しを今後検討していただきたい。</p> <p>このあたりが社会的に不明確では酒税法には根強い不満も起きている。酒類制度全体の公平性・納得性の観点から再検討を求めたい。税は明瞭でなければ国家財政、行政への不信感につながります。</p>	<p>今回の改正と直接の関係はありませんが、御意見として承ります。</p>
<p>本改正案自体は、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の整理として理解できます。</p> <p>一方で、酒類販売制度全体については、EC が一般化した現在の流通実態に照らし、一般酒類小売業免許と通信販売酒類小売業免許の区分や条件が実態に合っているか、別途検証していただきたいです。</p> <p>通信販売に関する現行の酒類販売免許制度は、新規に正規申請して参入</p>	<p>今回の改正と直接の関係はありませんが、御意見として承ります。</p>

する事業者ほど販売できる酒類や販売方法に制約が残る一方、旧制度下の免許を保有する事業者又はそれを承継した事業者には広い販売自由度が認められており、公平な競争環境の観点から強い不公平感がある。制度趣旨が中小事業者保護や需給調整にあるとしても、その趣旨が旧免許の存在により実質的に損なわれていないか、検証と見直しが必要である。

旧制度由来の免許において広い通信販売権限が事実上維持されている一方、現行制度で新規参入する事業者には同等の販売形態が認められていないとすれば、公平性の観点から課題がある。旧免許を前提とした例外的運用を放置するのではなく、現代の流通実態に即した相当の免許類型又は経過措置を整備し、一定の要件を満たす新規事業者にも開かれた制度とすることを検討すべきである。

現行制度では、旧免許を承継できた事業者にのみ広い販売自由度が残り、新規事業者には相当する現行免許が存在しないように見える。この点は制度の公平性・透明性を損ないかねず、相当する新たな免許類型の創設又は免許区分の再編を求める。